

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正
に対する意見の募集について

平成 21 年 2 月 27 日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
電 力 安 全 課

1. 意見公募の概要

電気主任技術者の外部委託制度において電気工作物を技術基準に適合するように維持するために必要となる標準的な点検内容を示すため、電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項の規定による主任技術者の保安管理業務外部委託承認に係る審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正を行います。

2. 意見公募の対象

- ・「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正（案）について
- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）新旧対照表（案）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

(東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館 3 階 3 3 8)

4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成 21 年 2 月 27 日(金)～平成 21 年 3 月 28 日(土)必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省原子力安全・保安院 電力安全課 パブリックコメント担当 あて

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の F A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号 : 0 3 - 3 5 8 0 - 8 4 8 6

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス : denryokuanzen@meti.go.jp

(電子メールの件名を「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課 パブリックコメント担当 宛

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	